

地域生活支援事業サービス内容の見直し及び加算項目の設定等について

1 移動支援事業

(1) 対象者要件、サービス内容等の見直し

	新	旧
肢体不自由要件 の見直し	●要件緩和 重度訪問介護の対象要件に該当し、単独で外出が困難 ただし 65 歳以上で身体障害者手帳を取得した方を除く	上肢かつ下肢かつ体幹機能障害 1・2 級、 <u>脳性まひによる下肢又は体幹機能障害 1・2 級で</u> 重度訪問介護の対象要件に該当し、単独で外出が困難 ただし 65 歳以上で身体障害者手帳を取得した方を除く
身体介護適用条件 の見直し	車椅子を利用している者。 行動援護スコア 10 点以上の者 放課後デイサービス個別サポート加算 I 該当児 ●要件緩和 障害者支援区分が 3 以上の者で、 <u>「食事・移動・移乗・排泄」の項目のうち介助が 3 つ以上必要な者（児）</u> ●制限の新設 <u>ただし、グループ支援の対象となる者を除く</u>	車椅子を利用している者 行動援護スコア 10 点以上の者 放課後デイサービス個別サポート加算 I 該当児 <u>排泄</u>において身体介護等が必要な児童。<u>排泄</u>において介助が必要な 18 歳以上の者で、①<u>愛の手帳を所持し</u>、障害者支援区分が 3 以上の者、②身体介護等が必要な者
併給制限・同期間の 利用不可※	●他制度の優先利用 同行援護、行動援護、 <u>重度訪問介護、</u> <u>重度障害者等包括支援、</u> 重度脳性麻痺者介護事業、 介護保険	同行援護、行動援護、 重度脳性麻痺者介護事業、 介護保険

※通学、緊急的な利用は可とする。

(2) グループ支援の導入

●サービス提供の合理化

現在の職員：利用者＝1：1の利用（個別支援）に加え、身体介護なしにグループ支援（1：2，1：3）を導入する

(3) 加算項目の設定

●サービスの重点化

ア 早朝・夜間加算：6 時～9 時、16 時～22 時の利用につき加算

イ 自動車利用加算：自動車を利用した場合につき加算

※ 自動車利用または、早朝・夜間利用で、グループ支援を行った場合は、グループ支援の単価適用後に自動車利用、早朝・夜間利用の加算額を加える。

2 日中一時支援事業

(1) 対象者要件、サービス内容等の見直し

	新	旧
対象者	●要件緩和 身体障害児・者 知的障害児・者 精神障害児・者 難病児・者	身体障害児____ 知的障害児・者 精神障害児____ 難病児____
併給制限・同期間の 利用不可	●他制度の優先利用 施設入所支援、共同生活援助、 重度訪問介護、重度障害者 等包括支援、介護保険（通所介護）	
利用上限とカウント 方法の見直し	●サービス提供の合理化 112時間以内/月 2時間以上 30分単位	7日以内/月 4時間未満=1/4日、8時間 未満=1/2日、8時間超 3/4日

(2) 加算項目の設定

●サービスの重点化

ア 重度障害者等個別支援加算：重症障害者（児）や重度障害者（児）、強度行動障害者等の個別の支援を必要とする者に対して職員：利用者＝1：1または1：2で援助を行った場合に加算する

イ 日中活動系サービス利用接続加算：日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援）を利用した際に、その前後の時間帯（同日中に限る）に利用した場合に加算する

ウ 送迎加算：送迎を行った場合に加算する（片道単位）

3 在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業

(1) 対象者要件、サービス内容等の見直し

	新	旧
年齢制限	●要件緩和 なし	概ね15歳以上
利用上限	●要件緩和 週2回	週1回

4 生活サポート事業

- ・令和7年度末をもって事業を廃止する。
- ・新規利用受付を中止するとともに、現行利用者に対し類似事業利用の働きかけを行う。

●他制度の優先利用

- 1 家事援助（見守り）の利用が可能となるよう、令和7年度中の区分認定取得を促す。
- 2 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の利用を案内する。